４　入札手続等

⑴　担当部局　〒860―8527 熊本県熊本市二の丸１－２熊本合同庁舎　九州農政局整備部設計課技術審査係　山中　和也　電話096―353―3561　内線4626

ただし、平成23年１月15日以降の問い合わせ先　〒860―8527 熊本県熊本市春日２―10―１熊本地方合同庁舎６Ｆ　九州農政局整備部設計課技術審査係　山中　和也　電話096―211―9111　内線4727

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　電子入札システムにより交付する。交付期間は、平成23年１月５日から平成23年３月４日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時まで。ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手が出来ない場合は、上記４の⑴の担当部局で交付する。なお、入札説明書の交付は無償とする。

⑶　申請書及び資料の提出期間及び場所　平成23年１月５日から平成23年２月４日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時30分から午後４時30分まで。提出場所は上記４の⑴に同じ。

⑷　申請書及び資料の提出方法

①　電子入札方式の場合　入札説明書に示す様式１、提案様式（様式一堤１、２）を電子入札システムにより受付期間内に送付し、かつその他の資料と併せて受付期間内に上記４の⑶の提出場所へ持参すること。郵送又はＦＡＸによるものは受け付けない。

②　紙入札方式の場合　入札説明書に示す様式により、受付場所へ受付期間内に持参すること。郵送又はＦＡＸによるものは、受け付けない。

⑸　申請書及び資料の提出に関する問い合わせ先　上記４の⑴に同じ

⑹　入札、開札の日時、場所及び提出方法

①　電子入札方式による入札　平成23年３月７日から平成23年３月９日午前12時まで

②　紙入札方式による入札　平成23年３月７日から平成23年３月９日午前12時までに（持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。郵送による入札書の受領期限は、平成23年３月８日午後５時までに下記契約係宛て郵送すること。なお、入札執行に先立ち、支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを提出すること。

〒860―8527 熊本県熊本市春日２―10―１熊本地方合同庁舎６Ｆ　九州農政局総務部会計課契約係　辻畑　禎憲　電話096―211―9111　内線4081

③　開札　平成23年３月10日午前９時30分　九州農政局入札室

⑺　入札保証金の納付等に係わる書類の提出期限、場所及び方法　平成23年２月25日から平成23年３月９日（行政機関の休日は除く。）までの毎日、午前９時30分から午後４時30分までに持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）による提出すること。

５　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行熊本支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行熊本支店）又は金融機関の保証（取扱官庁　九州農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（納付額　請負代金額の10分の３以上。保管金の取扱店　日本銀行熊本支店）。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店　日本銀行熊本支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　九州農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

⑶　工事費内訳書の提出

①　電子入札参加者及び紙入札参加者は、第１回目の入札に際し、第１回目の入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

②　工事費内訳書の作成にあたっての算定基礎資料の提出を求めることがある。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　資料のヒアリングの有無　有

⑼　契約後ＶＥ方式の試行工事　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。

⑽　当該工事に直接関連するほかの工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　無

⑾　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑴に同じ

⒀　一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記４の⑶及び上記４の⑷により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒁　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

①　競争参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（この日数には、行政機関の休日を含めないものとする。）以内に、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

②　競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面（様式は自由）を持参することにより行うものとする。

③　書面の提出先　上記４の⑴に同じ

④　支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、原則として①の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を含めない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

⒂　予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約にかかる前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

⒃　違約金

①　本契約に関し、請負者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　本契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

イ　本契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。